

<指定居宅介護支援事業所運営規程>

(事業所の名称)

第1条 この居宅介護支援事業を行う事業所の名称は「藤園苑居宅介護支援事業所」(以下「事業所」という。)と称する。

(事業所の設置場所)

第2条 事業所の場所は、富山県高岡市早川390番地1に設置する。

(実施主体)

第3条 事業所の実施主体は、社会福祉法人早川福社会とする。

(目的)

第4条 本規定は、社会福祉法人早川福社会が行う居宅介護支援事業が、介護保険法(平成9年法律123)およびその関係法令の規定に基づき適正に運営され、居宅の要介護者等が自立した日常生活を営むために必要な居宅サービス計画の作成等を支援することを目的とする。

(運営方針)

第5条 居宅介護支援事業は、被保険者が要介護状態となった場合、その可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように配慮する。

- 2 居宅介護支援事業は、被保険者の要介護認定等に係る申請について、利用者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。また、被保険者が申請を行われているか否かを確認してその支援を行うものとする。
- 3 居宅介護支援事業は、被保険者が身体状況や置かれた環境等を鑑み、適切な保険・医療・福祉の分野から検討し、サービス事業所のみならず施設などと連携を図りケアプランの作成を行い、効果的な在宅介護を支援するものである。
- 4 居宅介護支援事業は、居宅サービス計画の作成にあたって、利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスの種類、およびその提供が特定の事業に不当に偏ることのないよう公平・中立に行なう。

(職員の職種、員数および職務内容)

第6条 事業所に管理者を1人置き、次に掲げる職務に従事するものとする。

(1) 管理者は、事業所を代表し業務を統括する。

(常勤職員・主任介護支援専門員)

(2) 管理者は、職員の資質向上のため研修の機会を確保する。

(3) 管理者は、職員の清潔保持、健康状態について必要な管理を行う。

(4) 管理者は、他の業務との兼職をしても差し支えないものとする。

- 2 事業所に介護支援専門員を置き、その職務は指定居宅介護支援事業の提供にあたるものとする。

3 事業所に事務職員を若干名置くことができ、以下に示す職務に従事するものとする。

- (1) 事務職員は、管理者の指示に基づき必要な処置を行う。
- (2) その他、居宅介護支援事業に関する事務を総括する。
- (3) 事務職員は、他の業務との兼職をしても差し支えないものとする。

(営業日および営業時間)

第7条 この事業所の営業日・営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 年中無休
- (2) 営業時間 8:30～17:30

(提供方法)

第8条 事業所の管理者は、介護支援専門員に身分を証明する書類を携帯させ、初回の訪問時または利用者から提示を求められた時は、これを提示すべき旨を指導する。

2 事業所は、被保険者から居宅介護支援事業の提供を求められた場合は、当該被保険者証の確認を行うものとする。

この場合において、被保険者の確認事項は、要介護認定の有無、認定区分および有効期間とする。

3 事業所は、被保険者から居宅介護サービスに係る相談の申し込みを受けた場合、その相談・面接を事業所において行うものとする。

4 事業所は、介護を要する被保険者の発見に努め、要介護認定の申請が行われているか否かを確認し、行なわれていない場合は被保険者の意志を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

5 要介護認定者等の更新申請は、現在の要介護認定等の有効期間が終了する60日前からできるよう必要な援助を行う。

6 事業所の介護支援専門員は、要介護認定者の居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者およびその家族の意志を尊重し、医療・保健サービスおよび福祉サービス等の多様なサービスを含め、サービス事業者と連携した総合的かつ効果的な居宅サービス計画を作成し、利用者の承認を得てサービスの提供の手続きを行うものとする。

7 介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するにあたっては居宅訪問を1回以上、必要に応じて行なうものとする。この場合は、使用する課題分析票の種類は、包括的自立支援プログラム等とする。

8 事業所は、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。

9 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を関係市町村に通知しなければならない。

- ① 正当な理由なしに介護給付サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、または受けようとしたとき。

(支援事業の内容)

第9条 居宅介護支援事業の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者およびその家族に対し、当該地区における指定居宅サービス事業者の名簿、サービス内容、利用料金等の情報を提供し、利用者がサービスを選択できるようにするものとする。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成にあたって利用者の有している能力、提供を受けているサービス、利用者の環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援し、解決すべき課題を把握するものとする。
- (4) 介護支援専門員は、利用者およびその家族が希望するサービス並びに当該利用者について把握した課題等と地域における介護給付等の対象サービスの提供体制を勘案して、提供されるサービスの目標、達成時期、サービスを提供する上での留意点等を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成するものとする。
- (5) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に基づいたサービス担当者会議の招集、担当者への照会等により、当該居宅サービス計画の原案についてそれぞれの専門的な見地を求めるものとする。この場合において、当該サービス担当者会議は自宅、その他必要と認められる場所において開催する。
- (6) 介護支援専門員は、利用者およびその家族に対し、サービスの種類、内容、利用料等について説明し、文書により同意を得るものとする。
- (7) 介護支援専門員は、居宅サービス計画作成後においても、利用者、家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を断続的に行い、実施状況の把握に努め、利用者の課題掌握を行うとともに、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者および地域包括支援センターとの連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。
- (8) 介護支援専門員は、利用者がその居宅においてサービスの提供を受けることが困難になったと認める場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望した場合は、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。
- (9) 介護支援専門員は、介護保険施設から退院または退所しようとする要介護者から依頼があった場合には、円滑に居宅における生活へ移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (10) 居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとする。
- (11) 介護保険法上に位置づけた地域ケア会議において、個別のケアマネジメントの事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(介護予防支援業務)

第10条 地域包括支援センターからの介護予防支援業務に係る委託を受けた場合は、可能な限り受託するものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第11条 利用料については、介護保険法の公示上の額に相当する額とする。

2 実施地区以外からの利用者の要請があったときは、それに要した交通費については利用者の同意を得て1キロメートルあたり20円の実費を徴収するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 事業所の居宅支援事業の実施地域は富山県内の高岡市とする。

(秘密保持)

第13条 居宅介護支援事業者の介護支援専門員、その他の職員は、職務上知り得た利用者およびその家族等の秘密を他に漏らしてはならない。その職務を離れた後も同様とする。

(緊急時の対応)

第14条 介護支援専門員は、居宅介護支援を実施中に利用者の病状に急変、その他緊急の事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(苦情・ハラスメント処理)

第15条 事業所は、提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者又はその家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な処置

2 事業者は、サービス提供中に当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第17条 業務事業計画(BCP)の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

事業所は定期的に業務継続計画(BCP)の見直しを行い、必要に応じて変更を行なうものとする。

(衛生管理)

第18条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する委員会等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。又、研修会や訓練を定期的に実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他)

第19条 その他の運営に関する重要事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 居宅介護支援事業の会計は、他の会計と区別し、毎年4月1日から翌年の3月31日までの会計間とするものとする。
- (2) 指定居宅介護支援事業所の運営規程の概要、居宅介護支援専門員、その他の職員の勤務体制、サービスの選択に関し、必要な事項を見やすい場所に掲示するものとする。
- (3) 介護支援専門員は、サービス提供を利用者に強要し、または当該事業者から金品・その他の財産上の利益を収受してはならないものとする。
- (4) 事業所は、設備・備品・職員・会計等に関する記録を整備しなければならない。この場合において、居宅サービス計画、サービス担当者会議の記録、その他居宅支援の提供に関する記録は、完結の日から5年間保存するものとする。
- (5) 高岡市から介護認定訪問調査の委託を受けた場合は、被保険者に対する該当調査を公平中立に行なうものとする。

附則

この規定は、平成13年10月1日から施行する。(平成 27 年 4 月 1 日改正)
(平成 26 年 2 月 1 日改正)

この規定は、令和6年4月1日から施行する。